

# 平成 27 年度第 1 回地域介護分科会報告

平成 27 年 4 月 28 日水曜日 午後 7 時 30 分

牛久市中央生涯学習センター小講座室

参加 深澤・ . . . 富田(記)

## (報告事項)

4 月 25 日(土)に富田が行った訪問診療に際し、歯科衛生士訪問ステーションを初めて利用。手順の報告を行った。

- 1 事務局(兼久歯科医院)に希望日時を連絡。
- 2 担当歯科衛生士から自院に連絡。
- 3 当日、歯科衛生士免許のコピーを提出してもらうと共に、非常勤雇用契約書を作成し、お互い一部ずつ保管。
- 4 まず歯科医師による診療(義歯修理)を行う。帯同衛生士がアシスト業務。
- 5 終了後、衛生士による残存歯の TBI。まず、患者さん自身に磨いてもらい、その後にブラッシング指導。最後に舌苔の除去も行った。  
口腔ケアの必要性を説明すると患者側より今後も定期的なケアを希望。
- 6 費用も掛かることから、ケアマネージャーを通して家族への説明文書を衛生士が作成し、今後連絡を行う予定。また、27 日には富田に文書様式 3 を用いた口腔ケア実施報告がなされた。今月はこの日のみの利用の為、報酬 1 回分 2500 円を支払う。

## (協議事項)

訪問ステーションをいかに気軽に活用してもらえるかの事例を検討。

- ・ 局部床義歯の修理や調整後に、残存歯の TBI や義歯清掃介助
- ・ 訪問診療自体のアシスト
- ・ 全部床義歯であっても、舌苔除去、義歯清掃指導、嚥下訓練
- ・ 口腔ケアにつながる家族への説明文書作成代行
- ・ カルテ添付文書作成代行

訪問衛生士業務においては労災保険が必要となる為、この件については茨歯会事務局に兼久先生が問合せ中。

次回 6 月 24 日(水) 19:30～ 生涯学習センター中講座室